

国立大学法人会計基準

「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」(国立大学法人会計基準等検討会議 平成28年2月1日改訂)及び「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」(文部科学省 日本公認会計士協会 平成28年4月21日最終改訂)を適用している。

I 重要な会計方針

1 運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用している。

なお、「特殊要因経費」等に充当される運営費交付金の一部については、文部科学省の指定に従い、業務達成基準あるいは費用進行基準を採用している。

2 減価償却の会計処理方法

① 有形固定資産

定額法を採用している。

耐用年数については法人税法上の耐用年数を基準としているが、主な資産の耐用年数は以下のとおりである。

建物：2～49年

構築物：2～60年

機械装置：4～17年

工具器具備品：2～15年

船舶：2～5年

車両運搬具：4～8年

なお、共同研究、受託研究及び受託事業等収入により取得したものについては当該研究期間を耐用年数としている。

また、特定の償却資産(国立大学法人会計基準第84)及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等(国立大学法人会計基準第90)に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示している。

② 無形固定資産

定額法を採用している。

法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間(5年)に基づいている。

3 徴収不能引当金及び貸倒引当金の計上基準

将来の徴収不能及び貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別に債権の回収可能性を検討して回収不能見込額を計上している。

4 賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与については、翌期以降の運営費交付金による財源措置がなされるため、賞与引当金は計上していない。なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の引当外賞与見積額を控除した額を計上している。

ただし、賞与引当金は、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされない教職員への賞与の支払いに備えるため、当該教職員に対する賞与支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上している。

5 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準並びに退職給付費用の処理方法

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上していない。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、基準第35に基づき計算された退職一時金及び年金給付に係る退職給付引当金の当期増加額を計上している。

6 環境対策引当金に係る引当計上基準

PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の処分に係る支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上している。

7 国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法

国等の財産の無償使用による賃借取引の機会費用の計算方法

近隣の地代や賃借料を参考に計算している。

政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付政府保証債の平成29年3月末利回りを参考に0.065%で計算している。

8 リース取引の会計処理

リース料総額が3,000千円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。また、リース料総額が3,000千円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

なお、リース期間の中途において契約を解除することができないオペレーティング・リース取引の未経過リース料は以下のとおり。

- ① 貸借対照表日後1年以内のリース期間に係る未経過リース料：1,360,800円

② 貸借対照表日後1年を超えるリース期間に係る未経過リース料:1,927,476円

9 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式による。

(表示方法の変更)

国立大学法人会計基準の改訂に伴い、当事業年度より、貸借対照表の「前受受託研究費等」を「前受受託研究費」及び「前受共同研究費」に、損益計算書の「受託研究費」を「受託研究費」及び「共同研究費」に、「受託研究等収益」を「受託研究収益」及び「共同研究収益」に、キャッシュ・フロー計算書の「受託研究等収入」を「受託研究収入」及び「共同研究収入」に、国立大学法人等業務実施コスト計算書の「受託研究等収益」を「受託研究収益」及び「共同研究収益」にそれぞれ区分して表示している。

II 貸借対照表

- 1 運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額は135,544,307円である。
- 2 運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額は2,159,893,941円である。

III キャッシュ・フロー計算書

- 1 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳
現金及び預金 742,202,832円
定期預金 0円
資金期末残高 742,202,832円
- 2 重要な非資金取引
ファイナンス・リースによる資産の取得 :186,812,136円
寄附受けによる資産の取得 :21,933,764円
重要な資産除去債務の計上 :15,488,958円
- 3 科学研究費補助金等の記載方法
科学研究費補助金等支出、科学研究費補助金等収入については、純額表示している。

IV 金融商品関係

- 1 金融商品の状況に関する事項
当法人は、資金運用については預金、国債等に限定している。
資金運用にあたっては国立大学法人法第35条が準用する独立行政法人通則法第47条の規程に基づき、預金のみを保有しており株式等は保有していない。
- 2 金融商品の時価等に関する事項
期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

(単位:円)

| | 貸借対照表計上額(*1) | 時価 (*1) | 差額 (*1) |
|-----------|---------------|---------------|-------------|
| (1)現金及び預金 | 742,202,832 | 742,202,832 | - |
| (2)未払金 | (411,753,784) | (411,753,784) | - |
| (3)リース債務 | (233,520,642) | (238,338,697) | (4,818,055) |

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示している。

(注)金融商品の時価の算定方法

- (1) 現金及び預金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。
- (2) 未払金
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっている。
- (3) リース債務
元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算定している。

V 賃貸等不動産関係

当法人は、学生寄宿舎を有している。これらの賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は次のとおりである。

(単位:円)

| 貸借対照表計上額 | | | 当期末の時価 |
|-------------|------------|-------------|-------------|
| 前期末残高 | 当期増減額 | 当期末残高 | |
| 537,653,218 | -9,546,923 | 528,106,295 | 696,752,997 |

(注1)

貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額である。

(注2)

当期増減額のうち主な増減額は次のとおりである。

除却及び減価償却による減少

9,546,923円

(注3)

当期末の時価は、土地については「財産評価基準書」に基づいて当法人で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であり、建物等については、平成28年度末の帳簿価額(貸借対照表計上額)である。

VI 退職給付に係る注記

1 採用している退職給付制度の概要

当法人は、職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度を採用している。当該制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算している。

VII 資産除去債務関係

- 石綿障害予防規則等の規定に基づく建物のアスベスト除去及び土地の使用貸借契約に伴う原状回復義務である。
- アスベスト除去に係る資産除去債務の算定は、支出額を見積もっている。なお、アスベスト除去に係る建物の耐用年数は到来済である。
原状回復義務に係る資産除去債務の算定は、使用見込期間を30年～31年と見積もり、割引率は0.841%を使用して資産除去債務の金額を計算している。

3 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

| | |
|-----------------|-------------|
| 期首残高 | 0円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | 15,488,958円 |
| 時の経過による調整額 | 493,398円 |
| 資産除去債務の履行による減少額 | 0円 |
| その他増減額 | 0円 |
| 期末残高 | 15,982,356円 |

VIII 減損会計関係

翌事業年度以降特定の日以降使用しないと決定した固定資産

用途: 研修所

種類: 土地・建物

場所: 北海道川上郡弟子屈町字美留和1の545番地

使用しなくなる日における帳簿価額: 8,276,650円

使用しなくなる日: 平成29年9月30日

使用しないという決定を行った経緯及び理由: 施設の老朽化及び運営に係る収支悪化のため、当該建物とその敷地について使用を廃止する決定がなされたため。

(注)現時点において正味売却価額を算出・評価することは困難なため、減損額の見込額は記載していない。

IX その他

- 重要な債務負担行為
該当事項なし
- 重要な後発事象
該当事項なし